

裁判員裁判は何をもたらすのか

弁護士 西 島 正

2009年5月21日から、裁判員裁判が始まろうとしている。

裁判員裁判は、素人陪審員だけで有罪無罪を決めるアメリカの「陪審制」と異なり、職業裁判官3人と素人裁判員6人が、法廷での審理に立会い、対等な立場で評議を行って有罪無罪と刑罰（量刑）も決める「参審制」を採っている。

最高裁も法務省も、日弁連までもが、挙げてこの「裁判員裁判」を司法改革の目玉と位置づけ、一斉に「国民の司法参加によって刑事裁判に健全な市民の常識が生かされる」とキャンペーンを張っている。市民運動の側にも、裁判員裁判によって、捜査機関が密室で作った供述調書を過度に信用する「調書裁判」から脱却して、法廷で市民裁判員が有罪無罪を判定し量刑を決めるから、刑事裁判がよくなると期待する人たちもいる。

だが、裁判員裁判は、決して、刑事裁判を民主的に改革するものではない。

すでに、報道されているように、いくつかの弁護士会では裁判員裁判の実施延期決議が挙げられ、社民党と共産党も実施延期を求め、最高裁のアンケート調査でも、裁判員への就任に消極的な回答者が60%を超えている。これらの裁判員裁判に対する消極的評価は、主として、裁判員になる可能性のある国民の側からみた裁判員制度への危惧と批判が表出されたものと言えよう。しかし、裁判員裁判の問題性は、何よりも、憲法の定めた被告人の防御権の保障という観点から見ておく必要がある。裁判員裁判制度は、刑事裁判を民主的で公正な制度に改革するどころか、むしろ、刑事被告人の権利を極限にまで押し込めて、刑事裁判を拙速審理と重罰化の制度に変容させる契機になりかねない。

1 刑事裁判の思想の変容

ここに、東京地裁がまとめた「裁判員が関与する公判審理の在り方」という文書（以下、「在り方」と略称する）がある。裁判所内部で、裁判員裁判の審理に臨むにあたっては従

来の刑事裁判を根本的に見直す必要があるとして、法曹三者が参加して2006年秋から実施されてきた模擬裁判の経験を踏まえた精力的な研究を進め、その結果を今年6月にまとめたものである。そこには、裁判員裁判制度を契機に、戦後60年をかけて確立してきた刑事訴訟の姿を根本的に変えようとする裁判所の考え方が如実に表れている。そして、現に、裁判員裁判を担当する現場の裁判官の間で、「在り方」がバイブルのように扱われている実態がある。

「在り方」は、「(裁判員裁判の)審理と評議は、これまでのような専ら裁判所による『真実の解明』というよりは、公訴提起、公判前整理から始まり、論告、弁論に至る両当事者の主張、立証活動の合理性、説得性の有無を、裁判官と裁判員とが、多様な視点から『評価』し、検察官の立証責任が果たされたかどうかを『判定する』ことが中心になる」という。そして、素人の裁判員が短時間で判断するために、法律専門家だけが理解できていた法律用語を分かりやすい言葉に変えること、重要なポイントに絞った主張を出させて検察官・弁護人の対立点を明確にし、証人尋問も予め尋問事項を出させて目的の不明確な尋問は制限すること、などを提唱する。特に、検察官・弁護人の請求する証拠は事件の核心について判断するのに必要最少限の証拠に絞るよう「証拠の厳選」を要求し、証拠書類についても、法廷で朗読されただけで理解できるように、簡潔で分かりやすいもの(抄本)に作成しなすことを検察官に求めている。

そこには、裁判所自身ができるだけ真実に近づこうとしつつ、細かな証拠の矛盾の有無をも見て証拠の信用性を判断し、「合理的な疑いを容れないまでに有罪を証明する」検察官の立証責任が尽くされたかどうかを慎重に判定しようとする姿勢(「精密司法」)を捨て、当事者の主張・立証の判定をする徹底した「当事者主義」を採用して審理・判断の対象を基本的な争点だけに絞る姿勢(「核心司法」)に転換しようという裁判所の方向性が明確に表現されている。

裁判所は、何故、このようなドラスティックな転換をしようとするのだろうか。審理の簡素化と分かりやすさを強調する姿勢の向こう側に見えるのは、真実に近づこうとする姿

勢や被告人の権利の尊重ではなく、裁判員による審理の都合を優先する考え方であることは間違いない。

裁判員が審理のために時間を割けるのは、平均で3日間、最大でも5日間とするのが最高裁の行ったアンケート調査結果だという。裁判員の選任手続に少なくとも3時間、審理終結後の裁判官・裁判員の評議に5～10時間要することを考えると、実質的な証拠調べの時間は僅か1日～1日半しかないことになる。その間に、法的知識どころか刑事裁判を見た経験さえもなく事件の予備知識もない素人裁判員に、動機を含むその事件の特性や重要な事実の有無を判断させて、裁判官と議論しながら結論に持ち込み刑罰まで決めるための材料を提供しなければならないのだ。勢い、白黒を判断すべき事件の争点を、単純化され図式化された2～3点に絞り込み、裁判員を混乱させるような当事者の訴訟行為は制限することが必要になる。公判審理が始まってから新たな争点が明らかになったり、新たな証拠が出されたりすることは、予定された争点をめぐる裁判員の議論を混乱させ、審理を長期化させるから、避けなければならない。だからこそ、裁判所は予め検察官・弁護人を参加させた公判前整理手続で主張と証拠を出し尽くさせた上で、公判段階での新たな主張や証拠の提出を制限し、その上、証拠を極限にまで絞って判断材料を単純で少量のものにしようというのである。公判に表れた証拠をじっくり吟味して、微細な矛盾から証拠の信用性を否定して無罪に持ち込むような丁寧な審理は、全く想定されていない。

どんな刑事事件でも、その事件だけの個性、すなわち「事件の貌^{かお}」がある。たとえ犯罪行為に争いがなくても様々な証拠から、動機を含めた事件の「貌」を描き出し、その「貌」に応じた刑罰を決めるのが刑事裁判である。まして、直接証拠がなく状況証拠だけで起訴され犯人性を争う事件や、殺意や動機を争う事件は、被告人にとって、防御権を十分に保障された慎重な審理の結果として判決に至らない限り、到底納得できるものではない。判決は被告人の一生を左右するのだ。

これまで以上に、刑事裁判における被告人の権利が軽視され、裁判員のための裁判を進めようというのが、「在り方」に表現された裁判所の思想だと言えよう。

2 証拠開示制度は機能するか

先に述べた「公判前整理手続」は、裁判員裁判の公判審理の前に、裁判官・検察官・弁護人の三者によって、その事件の争点を整理し、法廷で調べる証拠の範囲を決定するための手続である。法廷の審理期間が限られている裁判員裁判では、予め争点を絞って、その争点を判断するのに必要な最低限の証拠・証人だけを法廷で調べる必要があるため、必須の手続として導入された制度である。陪審制をとるアメリカでも、争点を整理し調べる証拠・証人を予め決めておく「予審制度」が採用されており、これと同じ目的の制度だと言うのだ。

その公判前整理手続で、弁護側にとって有利な武器になるとされる「証拠開示」制度も、厳しく事実を争う事件では効果を挙げていない。

強大な組織力と強制捜査権限を背景に証拠を収集する警察・検察と比べて圧倒的に力の劣る被告人・弁護人は、捜査側の手元にある証拠の開示を受けて、検察官請求の証人・証拠の信用性を十分に吟味できなければ、公判で対等に闘うことができない。例えば、被告人の自白の任意性を争うためには、その供述調書の作成経過を記録した警察官調書や捜査官のメモを検討しなければ、不当な誘導や強制によって自白に至ったことを主張することさえもできない。従来の刑事裁判では、どのような証拠・供述調書の取調べを請求するかは、検察官の裁量に任せられ、検察官が請求しない証拠の弁護側への開示は極めて限定的にしか認められなかった。これに対して、短期間の審理を効率的に行うことが求められる裁判員裁判の導入にあたって、刑事訴訟法を改正して、弁護人の請求により公判前整理手続段階で相当に広い範囲で検察官の手持証拠を開示させる制度を設け、検察官が開示に応じない場合は、裁判所が検察官に開示を命じることもできるようにしたのである。

ところが、すでに実施されている公判前整理手続の実態を見ると、検察側は、犯罪の成否に関係のない証拠の開示は積極的に行っているものの、有罪が確実とはいえない事件では、開示の要件を厳しく解釈して、捜査官作成メモのような肝心の証拠は開示していない。そして、裁判所も、開示の必要性要件を限定して開示命令を出そうとはしない例が目につ

き始めている。裁判所は、検察官と弁護人との形式的対等性にこだわって、証拠収集能力が圧倒的に劣っている被告人・弁護人の防御権の実質的保障は念頭に置いていない。しかも、不十分な証拠開示の下で弁護側が公判前整理段階で提出した主張・証拠請求以外の主張・立証は、公判開始後は原則としてできないこととされているのだ。

検察官と弁護人の主張・立証を比べて評価するのが裁判員裁判の公判審理・評議だと言いきる「在り方」の思想は、十分な証拠開示の下で弁護側が検察官請求証拠の信用性を慎重に吟味できる実質的対等が保障されて初めて成り立つ論法である。「在り方」は、最も重要な前提を欠いたまま刑事公判の基本理念を転換し、その結果、被告人・弁護人の防御権だけを制限したと言わざるを得ない。

3 裁判の大枠を決める公判前整理手続と情報の格差

公判前整理手続の最大の問題性は、裁判員と共に公判審理を担当する3人の裁判官が、公判の前に検察官の主張と立証計画を知るだけでなく、「争点整理」の名の下に、かつ、公判段階での新たな主張・立証計画が制限されるという縛りの下に、弁護人にも主張・立証計画の提示を要求できる点にある。

「在り方」の考え方を敷衍すると、公判前整理手続において、裁判官は、「争点整理」「証拠の厳選」の名目の下に、公判で予定する主張や証拠の内容について当事者に説明（釈明）を求め、公判で採用する証拠の範囲を制限すべき任務を負っていることになる。争点整理と証拠選択の過程で裁判官は事件の内容に立ち入り、裁判の方向性と枠組みは80%決められてしまい、公判審理は、限定され図式化された争点について判定するだけの場になるような制度に作られているのだ。公判段階で新たに事実を発見するダイナミックな展開は期待すべくもない。

さらに、従来の刑事裁判では、裁判所は、公判開始前には起訴事実以外の一切の主張・証拠に接することが禁じられ、事件についての予断排除の原則が厳格に適用されていた。しかし、3人の公判担当裁判官が前段階の公判前整理手続も主宰する制度においては、予断排除の原則は限りなく形骸化してしまう。裁判官は、事件について公判前から相当の知

識を持ち、一定の心証さえ抱いて審理に臨むことになる。公判前整理（予審）と公判を同じ裁判官に担当させることにしたのは、制度設計の決定的な欠陥と言うべきである。

問題はそれだけに止まらない。裁判官3人が当事者双方の主張や証拠、証人の証言内容について相当詳細な情報を持って公判審理に臨むのに対して、6人の裁判員は、公判開始直前に起訴事実を知らされ、公判開始と同時にいきなり全証拠を目の前に示されることになる。そもそも、素人裁判員にとって、初めて接する当事者の主張を短時間に理解し、証拠との対応関係を的確に把握することが無理な要求であることは、誰の目にも明らかだろう。専門的な訓練を受け、法律知識を持っていて、公判開始前から豊富な情報に接している職業裁判官3人と、専門知識と事前の情報が全くない素人裁判官が、対等な立場で当事者の主張・立証の成否を判定する評議などできるはずもない。料理の材料も調味料も「厳選」され最少限に限られていながら、専門の調理師と共に独創的な料理を作れる素人がいるだろうか。裁判員裁判は、「素人の常識を事実認定に反映し、国民の健全な感覚で量刑を決定できる制度だ」と言うのはまやかしかでしかなく、「国民の司法参加」の名を借りた拙速審理の権威付けだと言っても、決して言い過ぎではないだろう。

実際、私が関与したり傍聴したりした模擬裁判では、素人裁判員の議論が、職業裁判官によって誘導され、裁判官が妥当だと思ふ結論を引き出される場面を目の当たりにしている。裁判員裁判の評議は密室の中で行われ、守秘義務によってその内容を事後的に検証することもできなくなることを見ると、本番の裁判員裁判の評議で素人の常識がどのように抑え込まれるのか、想像に難くない。

そして、最終的には、裁判員裁判の評議は、6人の素人裁判員が4：2で無罪と結論付けても、3人の職業裁判官が有罪と言え、5：4で有罪の評決になる。有罪とするには全員一致を要件とするアメリカの大陪審と、日本の裁判員裁判は全く異なる制度である。映画「12人の怒れる男たち」でヘンリー・フォンダ演じる主人公が見せた、検察官の主張に納得できずに、長い時間をかけて話し込みながら陪審員の過半数に「無罪」と言わせていく姿を再現することなど、裁判員裁判の下で望むことは到底できないのだ。

4 無罪推定原則は働くのか

刑事裁判で、検察官には、被告人が有罪であること（犯人であることだけでなく、殺意があったことや正当防衛でないことまで含む）について、合理的な疑問を差し挟む余地がないまでに証拠（証人も含む）によって証明し尽す立証責任がある。被告人・弁護人は、検察官の主張に疑問を提示し、検察官の証拠の信用性に疑問を持たせるだけでよく、その主張や疑問を証拠によって証明する責任はない。検察官が、疑問の余地なく有罪の立証をしない限り、被告人は無罪とされなければならない。これが憲法でも保障された「無罪推定の原則」である。

従来の刑事裁判では、職業裁判官は検察官の主張を過度に信用する傾向があり「起訴されただけで被告人の有罪を推定している」と批判されていた。これに対して、素人の感覚が生かされる裁判員裁判は、無罪率を高めると期待されている。

だが、「無罪推定の原則」を訓練されていない素人の参加は、逆に、「有罪推定」の働いている現在の裁判を、一層有罪へと走らせる恐れがある。

「犯人」逮捕と同時に既に有罪が確定したかのような情報が流されているのが現在の犯罪報道であり、裁判員も、選任される前からその報道の影響を避けがたく受けている。それだけではない。日本の国民の警察・検察に対する信頼は根強く、「逮捕された者は、必ずどこか悪いところがあるものだ。起訴された以上、相当な有罪の証拠があるはずだ」という「有罪推定」の先入観が抜き難く裁判員を支配していると考えなければならない。裁判員には、公判審理の過程で繰り返し「無罪推定の原則」を説明しなければ、先入観を捨てて証拠評価に向き合う姿勢を修正させるのは難しい。

ところが、「在り方」は、『無罪推定の原則』は裁判員に選任された段階で裁判長から説明される事項であり」公判の過程（冒頭陳述段階）で弁護人が「無罪推定の原則」に言及することについては、「弁護人が独自の主張をすることは許されない」として、制限すべきだと述べている。しかし、実際に、私が知る範囲で、模擬裁判の中で、公判に入る前の冒頭段階で裁判官から裁判員に対して「無罪推定の原則」を丁寧に分かりやすく説明した例

はない。裁判官が「無罪推定の原則」を強調したのは、せいぜい、証拠調べが終わって個々の裁判員が証拠の評価と事件に対する心証を形成してしまった後の「最終評議」段階でしかなく、中には頑固に「検察官の主張には何か根拠があるはずだ」という「有罪推定」を最後まで修正しなかった裁判員もいた。「無罪推定の原則」を裁判員に理解させるために丁寧な努力をすることは、裁判所に期待できない。

これに加えて、「裁判員裁判の公判審理は、双方の主張と立証を評価し判定するもの」という「在り方」の論法に従えば、よほど意識的に無罪推定原則を徹底しない限り、裁判員の判断が双方の主張・立証の優劣の単純な比較に陥り、「弁護側の主張・立証が検察官のそれよりも説得力を持たなければ、検察官の勝ち＝有罪」という図式から抜けられなくなることは目に見えている。実際に、私の見た模擬裁判では、裁判官まで交えて、検察官の主張・立証に疑問の余地があるかどうかではなく、検察側証人と被告人の供述のどちらが信用できるか単純に比較して優劣を決めるようとする評議が行われていたが、検察官の立証責任を強く意識しなければ、誤った評議に陥ってしまうことを端的に示した好例であった。

裁判官に、「無罪推定の原則」を徹底させることを期待できない以上、残念ながら、被告人が犯人であるというマスコミ有罪の影響から脱しきれないまま、優位な情報を持ち「有罪推定」を根底に持つ裁判官との評議によって、裁判員の判断が有罪に向かい易いという危惧を拭いきれないのである。

5 量刑に市民感覚は反映されない

裁判員裁判は、被告人が有罪の場合、裁判員6人が入った裁判体が判決で言渡す刑罰までを決定する。判決で被告人に言渡す具体的な刑罰を決定することを「量刑」と呼ぶ。裁判員裁判を推進する側は、裁判員が量刑まで関与するから、市民の感覚が判決に反映されるのだと言う。

だが、裁判員裁判では、個々の事件の特性に応じて市民感覚を生かした量刑判断などできない仕組みが出来上がっている。

まず、裁判員裁判の対象事件は、殺人、強盗致死傷、現住建造物放火等の重罪事件に限

られており、法定刑には死刑まで含まれている。民事事件や窃盗など身の回りに生起する比較的軽微な刑事事件では、市民感覚を発揮しやすいと言えるだろうが、そもそも日常的に接することのない重罪事件で、どんな市民感覚が生かせると言うのだろうか。2人以上の死亡被害者が出た事件では、原則として検察官が死刑を求める実務が定着しているが、こうした非日常的な重罪事件で、いきなり死刑を選択するかどうかの判断に直面させられる裁判員が、市民感覚を発揮して判断できるとは思えない。アンケートで「裁判員に選任されたくない」と回答する人たちのかなりの部分が、死刑を含む重い刑罰を言渡すことへの不安を理由の一つに挙げているのも当然と言える。

他方で、僅か6人の社会経験を背景に自由に量刑判断をさせると、同種事件で余りかけ離れた刑が言渡されることがあり得る。現に、模擬裁判で、従来の裁判例の標準では考えられないような量刑がなされたケースもあった。最高裁は、こうした予想外の量刑が決定されることになると、公平性や法的安定性を害し裁判員裁判制度そのものへの信頼を失われてしまうことを恐れ、量刑のデータベースを作ることにした。量刑データベースは、全国の判決例を集め、罪名だけでなく凶器の種類や被害の程度などの要素で分類し、量刑の分布を集積したもので、「このような事件では懲役〇〇～〇〇年にするのが前例になっている」という資料を引き出すことができるように作られていると見られる。最高裁は、裁判員裁判の評議にあたっては、裁判員にこれを量刑判断の参考資料として提供することになっている。事件を類型化して、類型ごとの量刑に当てはめるように誘導し、裁判員が独自の量刑判断をする幅を最小にしようというのである。評議で量刑資料を見せられて、これに反して量刑意見を貫ける裁判員がどれだけいるだろうか。

まして、先に述べたように、裁判員裁判では、公判前整理手続段階で、裁判官の手で公判審理の対象を犯罪事実の骨組みだけに限定し、証拠も絞り込んで、「事件の貌」を構成する微妙な動機や背景事実を切り落としている。事件の個性をなくしてパターン化された事実だけを見て、被告人の更生の可能性まで踏み込んだ量刑判断など、できるはずがない。

裁判員が「素人の常識」を判決に生かす余地はほとんどなくなっていると言ってよい。

6 終わりに

裁判員裁判は、市民感覚を生かして事実認定をする陪審制とは全く異なる制度である。あたかも市民が参加して事実を認定し量刑まで決めたかのように装っても、その実は、裁判所の決めたルールに乗せて事実認定を誘導し、量刑までも裁判所の許容できる範囲に収めるシステムがすでに作り上げられている。

何よりも問題なのは、「裁判員の都合」を理由に、時間をかけて事実を解明することができなくなり、公判が始まる前に予定された範囲に審理を絞り込む制度が確立されて、刑事裁判の基本思想までもが変更されようとしていることである。

被告人の人権を擁護すべき日弁連・弁護士会が、裁判員裁判に向けて行っている研修の中で、ほぼアメリカ流の法廷技術を伝授するプログラムを組んで「裁判員へのアイコンタクトの有効性」などを強調する一方で、公判前整理手続の持つ危険にはろくに触れようとしていないことは、情けない限りである。誤解を恐れずに言うなら、裁判員に「目配せ」やウインクをして事実認定を変えられるほど裁判員裁判での闘いは甘くない。

裁判員裁判の制度に、本質的に内在するこうした危険を、是非分かってほしいと思う。

本稿は、「労働情報」751号(2008.9.15)に掲載されたものを、同誌編集部のご了解をいただいて転載しました。